

## 会 長 声 明

当会所属の弁護士が担当していた刑事事件において、弁護人と被疑者との接見内容を検察官が聴取し、供述調書化したうえ、公判において証拠として請求したことが、弁護人の秘密交通権を侵害する違法な行為であるとして提起した国家賠償請求訴訟において、佐賀地方裁判所は、今月17日、秘密交通権が捜査機関の捜査権に対し絶対的に優越するものではないとした上で、「聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等の諸般の事情」という基準により、捜査機関が事後的に被疑者・被告人と弁護人の接見内容を聴取することも許されるという判決を言い渡した。

弁護人と被疑者・被告人との秘密交通権の絶対的保障は、充実した情報伝達を確保することで相互の信頼関係を形成するとともに、有効かつ適切な弁護活動を可能ならしめるための最も重要な、弁護人固有の基本的権利の一つである。

この点、被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権については、既に鹿児島接見交通権侵害訴訟において、捜査機関が、立会人なくして行われる被疑者・被告人と弁護人との接見内容を事後的に聴取することが、双方の情報伝達や援助に萎縮的効果を生じさせるものとして秘密交通権の侵害となることが明確に判示されていた。

これに対し、本判決は、弁護人と被疑者・被告人の接見内容について、捜査機関が必要と判断しさえすれば、同判決が定立した曖昧な基準とも相まって、無制限に聴取することを許容することにもなりかねないもので、秘密交通権の重要性を認めた鹿児島接見交通権侵害訴訟判決を大きく後退させる内容であるばかりか、弁護活動における秘密交通権の重要性を看過し、秘密交通権の保障を形骸化させるものになっている。

また、本判決は、相弁護人が報道機関の取材に応じたことが秘密交通権の放棄には当たらないが、被疑者と弁護人の接見内容が報道により検察官の知るところとなったことから、検察官において被疑者と弁護人の接見内容に高度の秘密性はないと判断したこともやむを得ないと判示した。

報道機関の取材に応じたことをもって秘密交通権の放棄にあたらないことは

当然であるが、本判決のように検察官の主観を基準に違法か否かを判断してしまうと、弁護人が取材に応じた内容については捜査官が秘匿性なしと主観的に判断しさえすれば全て違法性がないことになってしまいかねない。とりわけ社会的耳目を惹く事案では、報道機関に対して被疑者・被告人の主張等を公表することも弁護活動の一環として必要な場合もありうることからすると、本判決のように違法か否かの判断をいわば対立当事者の立場にある捜査官の主観に委ねる基準では接見や取材対応等の弁護活動に萎縮的效果を及ぼすばかりか、秘密交通権の保障を骨抜きにしかねないのであるから、この基準は極めて不合理であるといわざるを得ない。

平成21年5月から被疑者国選弁護人対象事件が大幅に拡大されたことにより、被疑者段階で弁護人が被疑者との接見を行う機会が大幅に増加しており、そのことは同時に捜査機関により接見内容が聴取される危険性もまた圧倒的に増加したことを意味する。

このような状況において、当会は改めて弁護人と被疑者・被告人との秘密交通権の重要性を確認し、弁護人の秘密交通権が形骸化され、弁護活動が不当に制約されることがないように断固とした態度で臨む決意であるとともに、弁護人と被疑者・被告人との秘密交通権の重要性を確認し、より一層充実した弁護活動に取り組む決意である。

2010年12月24日

佐賀県弁護士会

会 長 池 田 晃 太 郎